

地方教育会雑誌にみる1880年代の「教育の独立」論

河 田 敦 子

お茶の水女子大学 人文科学研究
第9巻(2013)別刷

地方教育会雑誌にみる1880年代の「教育の独立」論

河田 敦子

はじめに

本研究の目的は、1880年代の地方教育会雑誌にみられる「教育の独立」論を分析し、近代日本において教育行政が一般行政への統合される過程にあった時期に、どのような「教育の独立」が目指され、それがどのように変容していったかを明らかにすることである。

「教育の独立」は「教育権の独立」と必ずしも同じ意味ではないが、現代において関連付けられて用いられることが多い。本稿ではその理由も問いたい。戦前期の教育権に関する研究は、自由民権運動研究史以外では、通常1889年帝国憲法公布から始まる⁽¹⁾。それ以前の日本に教育権論が存在したことを示唆し、その歴史的背景を考察した研究は、管見の限り皆無である。杉原泰雄は、公法学者奥平康弘と兼子仁の二人の公教育史に共通する「二つの近代化論」を紹介し、日本とプロイセンドイツは、イギリス、アメリカ、フランスのような民主主義的自由主義的「下からの近代化」ではなく、「上からの近代化」の結果、教育を国家統制の手段として用いたために、教育において民主的な統制構造を持つにいたらなかったとまとめている⁽²⁾。近年、教育史や歴史学の分野で、1880年代における一般民衆の主体的な教育振興活動が実証されているが、それらは主に小学校建設のための資金拠出や就学督促に関わる活動であって⁽³⁾、教員達がどのように主体的な行動をしていたかについては、自由民権運動という枠組みをはずれては研究されていない。自由民権運動期、すなわち1870年代における教員の活動は、自主的かつ活発であったが、政府による弾圧によって集会や勉強会が禁じられたため、1880年代には下火となったとされている⁽⁴⁾。本研究では、自由民権運動が一応終息したとみられる1883年以降の教員界における「教育の独立」論が如何なるものであったかを取り上げる⁽⁵⁾。

すなわち、近代日本において教育行政制度が形成される途上にあり、歴史的には地方教育行政の一般行政への統合の過程とされているが、未だ統合されていなかった時代、教育権という考え方が社会で未成熟であった時期に、どのような「教育の独立」論が交わされていたかを、それを会則の第1条に掲げていた埼玉私立教育会とその議論が活発であった茨城教育協会について考察する。

I 『埼玉教育雑誌』にみる「教育の独立」論

1. 埼玉私立教育会と『埼玉教育雑誌』

創立とその目的

埼玉私立教育会は、1883年10月から『埼玉教育雑誌』第1号を刊行し、会の例言の第1条に「教育ノ完全ナランコトヲ欲セハ教育ノ独立ヲ企望セサルヘカラス教育ノ独立ヲ企望セハ有志者ヲ結合シ公平ノ眼ヲ

以テ教育上ノ理論ト實際トヲ講窮セサルヘカラス」と謳っていた。創立の発端は、1883年2月に県教育諮詢会が開かれ、多くの人々が集まったため、この会に類する教育会を組織しようという動きとなった。天下の事は万事「団結集合ノ力」によらなければ効を奏することができないため、教育についても「一ノ集合体ト為リ以テ気脈ヲ通シ利口ヲ尋テ共ニ興ニ教育事業ノ改良ヲ謀ラントノ目的」を以て、埼玉私立教育会が発足された。同年7月に第1回総会が開かれ、10月から『埼玉教育雑誌』が創刊された。同会が目的の第1条に掲げた「教育の独立」とは、当時学制頒布から10年を経過しても未だ稚児のように未熟な状態にある教育（方法）に関する「智識ヲ交換シ心理ヲ探求スルノ方便ヲ求メル」団結集合の機会を設け、教育というジャンルを社会の中に形成し、「教育ヲシテ社会ニ独立セシムルコト」であった。

会創立に関わった人々

埼玉私立教育会の創立については、1890年2月号（第78号）に瓢底居士のペンネームで「本会の事業につきて」という題名で、次のように記述されている。

明治16年2月埼玉県立教育会てう者の開けし砌県下錚々たる教育者田中登作、橋本武、佐藤乾三等の諸君首倡者となり私立教育会の必要を説かれ時の学務委員大枝美福堀江敬慎須藤周三郎西村正三郎の諸君大に之に賛成せられ忽ち県下の教育熱心家諸氏合同協和せられたればこの斯くも見事立派なる私立教育会を組織せられたる事と記憶せらるゝなり

上記の記事中、発起人となった、田中登作、橋本武、佐藤乾三等は、当時中学校長であった。田中は、岐阜県に生まれ、1881年に26歳、1883年同会発足時には、20代後半の若者であった。東京に遊学後1876年に東京師範学校に入学、1879年に卒業し、同年土浦中学校教員となり、1880年には茨城県師範学校教員、1881年には同校三等教諭となった。1882年には埼玉県立中学校の校長と教諭を兼務した。しかし、理由はわからないが、同年10月21日辞職願を提出している。1884年中学校長に任命され、1886年には辞職した。何年からは不明であるが、東京へ転居し、教科書執筆に専念した模様で、『日本歴史大要』（1891年）、『国民修身書』（1891年）、『女徳宝鑑』（1894年）等の教科書を安積五郎という人物と共著で執筆している⁽⁶⁾。橋本武は、東京府士族の出身で、1881年に24歳であった。1866年に昌平学に入学、漢学を学び、静岡に移住、複数の師に漢学の指導を受けて、1880年埼玉県小学師範学校教師補佐となった。

大枝美福は、埼玉県士族出身で、県学務課員であった。1854年に生まれ、1883年当時、29歳であった。武塚学校の4等訓導であったが、1879年には県官吏となり、県会議事掛も務めている。1888年埼玉県師範学校幹事、1891年には帝国大学書記に任じられた。堀江敬慎は、埼玉県士族の出身で、1853年生まれ、1883年時には30歳であった。師範学校7等教員、小学校訓導を経て、県の教育行政関係の官吏を務め、1892年には、小学教員検閲掛にもなっている⁽⁷⁾。西村正三郎は、埼玉県士族の出身で1861年に生まれ、1883年22歳で会の発起人となり、メンバーの中で最も若かった。1878年に初等師範学校卒業後、1879年に中等師範学校も卒業資格を取り、1880年に県九等属となった。1885年には渡米し、アメリカの師範学校でどのような教授方法が教えられているかの実況を『埼玉教育雑誌』上に報告している。1887年には『教育時論』の主筆を務めた⁽⁸⁾。

以上のように、同教育会を創立したのは、主に20代の若者達で、県内の教育に教員あるいは県官吏として従事していた人々だったのである。

埼玉私立教育会の組織化

1884年2月『埼玉教育雑誌』第5号付録に会則が掲載された。

埼玉私立教育会規則

第一章 目的

第一条 本会ノ目的ハ主トシテ全県教育ノ隆盛ヲ図ルニ在リ

第二章 名称

第二条 本会ハ埼玉私立教育会ト名ク

第三章 位置

第三条 本会ノ会場ハ当分開会毎ニ之ヲ定ム事務所ハ仮ニ北足立郡浦和宿二百三十七番地ニ設ク

第四章 会員

第四条 本会ノ目的ヲ賛成履行セント欲スル者ハ何人タリトモ会員トナルコトヲ得ヘシ

第五条 会員タラント欲スル者ハ其姓名族籍職業現住所ヲ記シタル書面ヲ本会事務所ニ送致シ本会ノ証票ヲ受クヘシ

但入会ノ後姓名族籍職業現住所ヲ変換スル者ハ其時々本会事務所ニ通報スヘシ

第六条 会員ヲ分チテ特別会員通常会員名誉会員ノ三種トス

一 特別会員ハ本会維持ノ責ニ任ス

二 通常会員ハ本会ノ目的ヲ翼賛ス

三 名誉会員ハ學術或ハ名望アルノ人ニシテ本会ノ目的ヲ翼賛スル者トス（以下省略）

以上のように、埼玉私立教育会には、会の趣旨に賛同すれば誰でも入会することができた。

会頭・副会頭・常議員・会員数・発行部数

『埼玉教育雑誌』第4号の論説「新年賀詞」では、会の創立時の模様が振り返られ、1883年7月、第1回総会が熊谷駅にて開かれ、書上富雄（北足立郡書記）、橋本武（師範学校2等助教諭）、佐藤乾三（中学校長）、鈴川克慧（中学校長）、田口僊輔（郡書記）の五氏を創立委員として、会員は400人ほどであったと述べられている。すぐにも雑誌を発刊する予定であったが、雑誌刊行手続きの不備により願書が却下されたため、雑誌の刊行が遅れて10月になった。1884年7月浦和駅師範学校に於いて第2回総会が開催され、会頭川島浩、副会頭猪瀬伝一が選出された。会則により会頭副会頭及常議員は総会員の投票を以て特別会員の中から公選されることになっていた。川島浩は、1886年時には北葛飾郡郡長であり、1885年時に県学務課長の職にあった。猪瀬伝一は福島県士族出身で、県官吏であった。会頭の任期は、規約により1年と定められていたが、川島は1886年まで継続して会頭になった。1887年に会頭となった桐野弘は、慶応義塾を卒業し、埼玉県師範学校校長になった人物である。これは、森文相が師範学校校長が教育会長になることを要請したためだったようである。大枝美福は、県学務課長であり、創立当初からの特別会員である。常議員のメンバーは、ほとんど同じメンバーで構成されていた（表1参照）。会員の職業については、『埼玉教育雑誌』第5号付録末の1884年2月時点の会員の職業別一覧から作成した表2より、通常会員特別会員ともに、小学校の教員が最も多くなっている。『埼玉県統計書』より、1884年時の授業生を含まない小学校教員の総数が1073名であるから、特別会員と通常会員を合わせて296名ということは、約3分の1の教員が入会していたことになる。会執行部には、官吏郡吏も多い。会員数は、表3に示すように、1883年7月に420名であったが、1884年7月には951名と2倍以上も増加した。1885年には約1200人になったが、1887年以降減少傾向となり、1890年には932名となった。発行部数は、第6号までは毎号700部、7号から850部、9号以降は1000部であった⁽⁹⁾。

1890年4月19日埼玉県立尋常師範学校で第8回総集会が開催（第79号記載）された。1889年12月県知

表1. 埼玉私立教育会の会頭・副会頭・常議員

	会頭	副会頭	常議員
1883年2月			【創立委員】書上富雄, 橋本武, 佐藤乾三, 鈴川克慧, 田口僊輔
1884年1月	川島浩	長谷川敬助	飯田年祐 (常議員会議長・県衛生課長), 大枝美福, 猪瀬伝一 (郡長), 堀江敬慎 (学務課長), 天野三郎 (郡長), 互理安次郎 (師範学校長), 書上富雄 (郡書記・訓導), 田中登作 (中学校長), 西村正三郎
1884年7月	川島浩	猪瀬伝一	大枝美福, 西村正三郎, 互理安次郎, 須藤周三郎 (郡長), 堀江敬慎, 田中登作, 書上富雄, 猪瀬伝一, 飯田年祐, 土方勝一 (高等師範学校長)
1885年8月	川島浩	綿引泰	須藤周三郎, 大枝美福, 土方勝一, 互理安次郎, 堀江敬慎, 田中登作, 書上富雄, 飯田年祐, 猪瀬伝一, 古市友 (県師範学校教諭・幹事)
1886年7月	川島浩	綿引泰	須藤周三郎, 土方勝一, 大枝美福, 堀江敬慎, 藤井長蔵 (師範学校三等教諭), 書上富雄, 飯田年祐, 三刀谷扶綱 (師範学校教諭), 川路重明 (小学校長), 古市友, 上野道之助 (師範学校教諭),
1887年7月	桐野弘	大枝美福	堀江敬慎, 藤井長蔵, 三刀谷扶綱, 川路重明, 古市友, 木原守三郎 (公立中学校長兼教諭), 森慎一郎 (県立師範学校教諭), 今村喜代助 (郡書記), 飯田年祐, 田中弥壽生 (小学校長), 清水精三郎 (中学校助教諭), 野本貞二郎 (尋常師範学校雇員), 樋口利喜太郎 (郡書記)
1890年7月	桐野弘	大枝美福	森慎一郎, 今村喜代助, 木原守三郎 (中学校長), 須永和三郎 (師範学校訓導), 堀江敬慎, 川路重明, 小林鼎, 古市友, 川名庸謹, 中島義三郎 (小学校訓導), 進藤政斎 (小学校長), 斎藤竹次 (小学校長), 山田懿太郎 (小学校長), 望月久知 (学校長), 伊原真次郎 (小学校長), 山内菊之助 (高等小学校長), 宮廣業 (小学校長), 須藤周三郎

表2. 埼玉私立教育会会員職業別一覧

職業	特別会員	通常会員	合計
師範学校員	7	8	15
中学校員	18	6	24
小学校員	83	213	296
官吏	15	3	18
郡吏	27	5	32
学務委員	20	10	30
戸長	2	4	6
県会議員	4		4
書肆	4	3	7
社長	2		2
代言人	1	1	2
慶応義塾教員	1		1
体操伝習員	1		1
医師		2	2
学生		3	3
洋学者		1	1
華族寮扶		1	1
職業不詳	11	27	38
合計	196	287	483

『埼玉教育会雑誌』第5号付録p.20より引用 (明治17年2月5日号)

表3. 埼玉私立教育会会員数

1883年7月	420
1884年初め	483
1884年7月	951
1885年6月	1194
1886年6月	1140
1890年4月	932
1891年5月	788

『埼玉県教育史第3巻』p.758。雑誌より河田が作成

事兼同会総理吉田清英は、金700円を同会に寄付、1890年3月東京移住のため総理を辞した。後継の小松原英太郎県知事が名誉会員となり、同年5月には同知事が同会総理に就任した。『埼玉教育会雑誌』は、浦和町百六拾番地の埼玉私立教育会事務所を発行所としている。森文相は、1885年12月19日、文相就任直後に埼玉県立尋常師範学校で演説を行い、翌1886年には、同師範学校を全国からの見学を受け入れる模範師範学校に指定した⁽¹⁰⁾。

2. 『埼玉教育雑誌』にみる「教育の独立」論の変化

1) 創立者の「教育の独立」論

『埼玉教育雑誌』第1号「本会創設の趣意」には、次のように述べられている。

今試ニ是者流ニ向テ心理上自然ノ順序ニ由テ児童ノ心意ヲ啓発スルハ如何ニシテ可ナルヤ又心意ノ分析ハ如何ナル方法ニ由テ彙類セルヤ又学校管理上ニ於テ等級編制ノ理如何学科時間ノ比例如何学校衛生ノ法如何学校長ノ尽クス可キ職務及教師ノ服務如何等ノ数問題ヲ挙テ之ヲ問フモ必ス正常ナル答義ヲ得ルコト能ハサル可シ而テ其人ノ為ス所ヲ見ルニ単ニ器械的ノ授業ノミニ依頼シ社会ノ風潮等ハ一モ顧慮スル所ナシ児童ヲ養フニ鸚鵡ヲ畜育スルノ法ヲ以テスル如キハ所謂彼人ノ子ヲ賊フコト誠ニ淺鮮ナラサルナリ此ノ如キノ流弊ヲモ省ミス反シテ傲然トシテ管理ニ任ユルノ才幹アリ子弟ヲ教養スルノ学識アリト自ラモ誇リ人モ亦之ヲ許容シテ疑ハサル如キハ諸君ノ同ク共ニ慨嘆スル所ナリ

すなわち、当時、児童の心意を啓発する方法や心意の分析方法、学校管理上の等級編制方法、カリキュラム編成方法、学校衛生、学校長の職務、教師の服務義務等を尋ねられて、十分にこたえられる教員は存在しない、まるで鸚鵡に教えるように器械的に授業をしていることを恥もせず学識者ぶっている教員を世間も許容していることは嘆かわしいし、子どもにもよろしくないと言っている。こうした弊習を改善するためには、「先ツ智識ヲ交換シ真理ヲ求メサル可カラズ」、そしてそのためには、「教員ノ団結集合ヲ必要」と考え、この私立教育会を組織するにいたったとしている。一方で、会員を一堂に会することは皆仕事があるため不可能であるから、「其精神ヲ一場ニ集合シテ以テ智識ヲ交通シ短長ヲ補助スル」ために雑誌を発刊すると述べている。さらにこうした活動の最も大きな目的は、「教育ヲシテ社会ニ独立セシムルコト」だと締めくくっている。すなわち、当時の教育が稚子のように頼りないために政府や一般人民の保護干渉を受けざるを得ない現状を打開し「稚子ノ態ヲ除却シ以テ壮丁ノ生ニ躋ラシメ社会ニ独立セシメント欲スル」と主張している⁽¹¹⁾。

会創立者の一人田中登作は、上記の論説の後に掲載された彙聞「教育の解義」でアレクサンドル＝ペインの教育論を引用しつつ、スタイン、ジェームズ＝ミル、ヘルバルト、スペンサー、チャンブル等の教育学を論じている。プロイセンのスタインが「教育は人間の活力を平等均一に啓発せしむるに在る」と言っていることを引用し、小学校では多くの学科を学ぶことを奨励している。しかし、実社会においては、「一業に熟練なる者あるいは社会に利益多きこと完全無欠の人を作ることは教師の力に限りがある」ため、一人で多くの学科を教える教師を養成することは容易ではなく、スタインのこの平等啓発説の利点には疑問が残るとしている。ジェームズ＝ミルは、教育の目的は「なるべく各個人をして先ず自己を幸福ならしめ次に他人を幸福ならしむべき器械を為すにあり」として、教育と徳の習得とはどのように両立できるかを考察している。このような教育学者の諸説を考察の結果、田中は「教授の目的が人類の幸福と完全を進歩せしむるに在りとすれば之を成立するには教育者に如何なる一定の方針を与ふべきやの問題」があるとして、教授上の課題を設定し、教育者は、人間の心と智識の成育の過程を分解し、その発達に合わせて分かり易い学科毎の教授をすべきであるとしている。

『埼玉教育雑誌』から読み取れる会創立時の「教育の独立」は、「教授上の独立」(1884年1月号)、「政治からの独立」(同)、「教育の理法を研究すること」(1884年9月号)、「教育の順序方法を研究すること」(1884年9月号)、「如何なる科学が最も教育に適しているかを研究すること」(1884年9月号)であり、教育学についてかなり高い専門的知識に基づき考察している。

2) 1884年連合戸長制から1886年小学校令まで

1884年5月連合戸長制が施行され、戸長役場の管轄区域が広がり、それに伴い、学区が変更され合併統合されて小学校数が減少した。戸長が官選になり、1885年再改正教育令により学務委員が廃止され、学務委員の職務を兼務していた戸長が小学校教育に関する権限を大きく掌握した。

1884年1月には、「新年賀詞」と題した巻頭論文で、「政治家カ種々ナル方便主義ヨリ教育ヲ利用シテ己カ目的タル政略ノ便利ニ供セントスル」ことは、教育家として望まないが、教育事務への干渉は厭わないと述べられている。同号で会発起人の一人西村正三郎は、「小学校教員ノ俸給」(寄書)という論考を寄せ、「教育事務者即学務担任郡書記学務委員諸氏ニ請求シ置クコトナリ諸氏ハ教員ト人民ノ中間ニ立チ給料ノ増減ニ関シテ頗ル権カアルノミナラス或ハ全ク諸氏ノ権内ニ在リト云フモ可ナリ左レハ諸氏ハカヲ尽シテ教員ノ価格ヲ維持シ教員ヲシテ人民ノ玩弄タラシメス以テ大ニ良教師ノ増加センコトヲ図ラルヘシ是実ニ余ノ期望スル所ナリ余ハ公務ニ対シテハ学務課員ナレハ余此点ニ関シテ及フ限り尽力セント欲スルナリ」と、郡の学務担任者は、教員と人民との間に立って、給与額に関する多大な権限を握っているのだから、適切な俸給を設定し、教員が「人民ノ玩弄」にならないようにするべきだと促し、自らも学務課員として尽力すると述べている。同年5月号では、巻頭論説「政治家ニ望ム所ナキ能ハス」(無記名)で、政治家には教育の理法を研究することは望まないが教育事業に関しては関与することを望むと主張され、政治の進路に左右されない教育の在り方が望ましいと論じられた。

1884年5月に連合戸長制が布かれると、戸長と教員、戸長役場と学校との関係をうまく取り持つことが重要であるという指摘がみられるようになった。1884年9月号の論説「教育事務者の改良は急ならざるか」(無記名)では、教員改良の必要性はよく説かれるが、教育事務者の改良については等閑にされると指摘し、文部省官吏に始まり、各府県の学務課員学務担任郡吏並びに学務委員の改良と増数を主張している。また、同号の論説では、狩野徳次郎が、戸長官選化によって「特選ニヨリ戸長ノ任ヲ帯ヒラレタ」戸長に、「小学校ノ教育ヲ盛ニシテ普通教育ヲ改良上進セシムルコト」を望むと述べている。ただ、現状では、戸長の中に小学校教育に熱意のある者が少ない点を情けないと述べている。「学問嫌ヒノ人ニ遇ヒ此貴重ノ教育ヲ度外視シテ放擲セラルハカ如キコトアランニハ地方教育事務ノ停滞ハ旧ニ比シテ一層ノ甚シキヲ加フルナラント憂慮スルモノアリ」と、学問嫌いの人が戸長になった場合は、小学校教育振興にとって不幸であると、戸長官選化への懸念が述べられている。さらに教育社会は、「教育学者即教員ト教育事務者即吏員トノ二種」によって成立しているので、「二者其一カ不完全ナラン限り教育社会ノ完全」は望めないとして、「教育ノ改良ヲ欲セハ教員吏員共ニ改良セサルヘカラス」と、教員と吏員との協調路線を強調している。土方勝一「講習会ヲ論ス」(1884年12月)にも同様の論調が見られた。

田中登作は、1884年7月号で「旧を去て新に就くへし」という論説を執筆し、府県会や町村会で教育費を節減しようという議論ばかりで増額の議論が起らないのは、教育社会の信用が「甚た薄き」ためであると指摘し、もっと奮発努力して授業法の改良と教育の学と官吏の法等に精通すべきだと説いている。

3) 1886年小学校令から1888年市制町村制公布前まで

1885年森有礼は、文部大臣に就任し、1886年4月第1次小学校令を公布した。同令により、教員の給与は徴収された授業料の中から府知事県令が額を定めて支給されることになった。教員資格は、1886年4月10日諸学校通則第4条により教員は全て文部大臣か府知事県令が発行した免許状を取得した者に限るとされた。さらに同年6月21日小学校教員免許規則第1条により、小学校教員免許状が師範学校卒業生か小学校教員学力検定試験に合格した者に授与されることになった。1886年12月29日閣令第三十五号は、全ての小学校長および訓導を准11等以下の判任待遇とすることを定め、その官等は、同年11月に公布された内務省令第二十一号によって判任官准3等以下となった戸長よりも低く位置づけられた。このような戸長の権限の拡大によって、教員の任免に関する具上権が茨城県のように戸長に実質的に委ねられた府県もあった。埼玉県では、1887年2月県訓令第九十四号が公布され、教員の任免は「郡長ノ具状ニヨル」と規定されると、この規定は、教員から「従来戸長ノ私情ニ由リテ任免其当ヲ得サルノ幣ヲ矯メントセラルヽ旨意ニ非ルナキヲ得ンヤ」（1887年2月号柴峯幸三「本県訓令第九十四号ヲ読ム」（寄書）と、それまで戸長の私情で教員の任免が不当に為されていた弊害がなくなると受け止められた。

土方勝一は、1886年8月号の論説「教員の位置」で、小学校費財源の協議費から授業料への移行は、学識も勇気もない教員にとっては、「人民の恩恵に糊口する輩か汲々として人民のご機嫌を伺う」教員を産出したが、これは論外である。しかし、新鮮な学識を有し敢為の気象を抱いている教員でも信用されなくなるとしたらそれは教育の衰退をもたらすと前途への危惧を示した。こうした教育費節減と教員数削減に対する不安や不満を述べる論考は、他にも「小学校維持につきての話」（雑纂）（1886年12月 無記名）、「学校の情勢を沈衰せしむへからず」（論説）（1887年1月田中弥壽生執筆）にも見られた。田中は、前掲論説の中で、「吾輩が頃日地方の教員に聞く所に依れば何れの土地に於いても二三年来頗に世の不景氣を唱へて小学校の費用に節減を加へ其極に教員の給料に影響を及ぼし善良の教員は去て他に適き従ひ甘んじて教員たるものと雖も教育のために真に其力を竭すものは寥々として暁天の如し」と教員の置かれた立場の悲惨さを訴えていた。田中は、同年11月の論説「小学教育の為に切望する所あり」でも同様の指摘をしている。

1888年になると森文政による小学校教育の低迷から脱し、向上の兆しがみられると指摘する論考も見られる。1888年4月号の「人心向学の景況」（雑纂 無記名）では「新学令を發布せられて次て授業料徴収法の実施せらるるや民間に於ては一時其理を解せざるか為め苦情を生徒の退校に訴へんとしたるものもありし由なるか今や全く其幣を絶ち南埼玉の学校も比企横見の学校も生徒の数は日に増加して教室の狭隘を告ぐるもの少なしとせず人心か漸く教育の必要を感じて子弟を学校に送るは人心向学の勢大に進みたるの兆にして誠に欣ぶべきこと共なり」と述べられ、授業料徴収制施行後に小学校教育が軌道に乗ってきたことを示唆している。

また、1888年7月、黒須竜太郎は、「教育者」（寄書）という論考で、「今や至ル所待遇上ノ苦情ヲ聞カザルハナシト雖モ退イテ自己ノ身上ヲ盼一盼セバ其苦情ハ多クハ自ラ招キタルノ結果ナルヲ承知スルナラン乃チ苦情ハ一時感情ノ知力ヲ厭倒シタルヨリ生シタル婦人的苦情ナルヲ發明スルナラン」と、教員待遇上の苦情は至る所で聞かれるが、それは「自ラ招キタルノ結果」であり「婦人的苦情」に等しいと言い放っている。黒須竜太郎は、明治元年に生まれ、県立師範学校高等師範学科卒業後1887年1月31日小学校訓導に任用されたが、同年8月10日退職し、同月16日に再度任用されたものの1888年9月3日に退職している5等訓導である。どのような事情で任用と退職を繰り返したのかは不明であるが、教員待遇に満足していたわけではないことはいえそうである。同号の寄書に伊奈益人は、教員を冷遇しているのは、管理者（戸

長)であると主張している(「転バス先ノ杖」)。

4) 1888年市制町村制公布から1891年ごろまで

1888年4月に市制町村制が公布されると、「教育の独立」論は、ほぼ町村一般行政からの独立かつ教員個人の政治参加の自由の確保へと変わっていく(1888年8月「教員待遇論」(論説) 染谷保次郎)。翌1889年4月市制町村制施行後は、町村長および町村会議員による教員任免や教育費に関する横暴な政策が憤懣をもって語られることが頻繁になる。

1889年6月、今村喜代助は「時節到来」と題した「論説」で、

今回新町村組織に關從來町村に於て共有せし財産はこの際之か処分をなし其所屬を定むることとなりと聞ける是あり果たして然らんに吾輩は其財産を学校有の財産とし利殖の方法を設け管理せられんことを望むや切なり全体小学校を設立支持するを町村の責任とする以上は学校有の財産として別に区分するの必要なきが如くなれども学校に基本財産なきときは前記する如く年の豊凶により教育に盛衰を來す等の恐れあるを以て我輩は町村の財産中にてても学校有の財産は別種のものとして管理し学校維持の独立を望むものなり

と述べ、学校有の財産を町村から独立させることを主張した。また、野崎文太郎は、1889年6月「誰カ小学教員ニ政治思想ヲ無用ナリト云フカ」という論説で、

憲法トハ如何ナルモノカ町村制度ノ精神ハ果シテ何レニアルカヲ了会シ国民タルノ資格ヲ有セルモノ果シテ幾何カアル此ノ如キ民ヲ以テ我カ新社会ヲ組織セントス危哉代議士ハ果シテ如何ナルモノナルカ如何ナル人物ヲ選フヘキカ又代議士ハ己レニ向テ如何ナル關係ヲ有スルカ五里霧中ニ徘徊スルノ人民ヲ具眼者ノ為ニ奔中ニ押サルゝ勿レ(中略)

現今ノ時勢ニ当リ誰カ小学教員ニ政治思想ヲ蛇足ナリト云フカ時ノ如何ニ關セズ事ノ公私ヲ問ハス凡テノ事ヲ公平ニ巧ニ且ツ男ヲシク仕遂クルニ適當セル人物ヲ養成スル所ノ小学教員ニ誰カ政治思想ヲ無用ナリト云フカ

と述べ、市制第15条町村制第15条で小学校教員が市町村議員になることを禁じたことを批判した。

1891年、小島定之助は新年号の巻頭論説「二十三年ノ教育者ニ告グ」で、「自治制実施以来大ニ自治ノ精神ヲ誤解シ其自治権内ニ於テ肆ニ其施設ヲ変更スルヲ得ヘシト誤認シ或ハ教育費ニ向ッテ過度ノ減額ヲ試ミ或ハ漫ニ教員ヲ変更シ国家百年ノ過害ヲ醸スヲ知ラス我カ神聖ナル教育事業ニ言フニ忍ヒサル過害ヲ蒙ラシメタル少ナカラス」と述べ、市制町村制によって市町村に与えられた「自治権」を持った市町村吏員が教育に悪影響を及ぼしていると批判している。

同様の批判は、1891年11月木島新之助執筆の論説「冷薄ナル世評」にも読み取れる。木島は、「今ヤ此言一タヒ出テ、如何ニ世人ニ感情ヲ与フルヤ世人必曰ハン小学教員ハ世ノ余リ物ノミ残り物ノミ尊ムニ足ラス敬フニ足ラスト今後世人ノ教育ヲ視ルコト尚一層ノ冷度ヲ加ヘ且ツ職ニ是ニ在ルモノ則チ吾々ヲ初メ天下数多キ教員ヲシテ悉ク其勳励心を減殺セシメタルモノト云フヘシ果シテ然ラハ是レ国家ノ為メ賀スヘキノ事ナルカ將タ憂フヘキノ事ナルカ贅言ヲ要セサルヘシ」と、教員の地位が低下し、世間から冷ややかな目で見られている実情を吐露した。

1891年3月号では、小島定之助が論説「大ニ県下各町村議員諸君ニ望ム」で、

小学教育又町村事業ニ属シ町村事業中殆ント其七分ヲ占メ是等費用ノ決議ハ即チ町村会議員ノ権内ニアリ故ニ町村長如何ニ学事熱心ナル役場員如何ニ学事熱心ナルモ議員ニシテ教育ヲ重セス不熱心ナランカ其町村学事ノ隆盛ハ何ヲ以テ望ムヘケンヤ然ラハ則チ議員ノ教育ヲ重スルト否トハ之レカ学事ノ

興否ニ大ナル影響ヲ及ホスト言フモ敢テ過言ニアラサルナリ（中略）是レカ教育費議決権ハ己レニア
ルヲ頼ミ肆ニ減額ヲナシ或ハ過度ノ節減ヲ試ミ或ハ漫リニ教員ヲ変更セントスル等実ニ慨嘆ニ堪エサ
ルモノアリ

と、小学校教育費が市町村費から拠出されるため、その費用の決議が町村会議員に権限を握られている現
状を指摘し、町村会議員が恣にその額を定め、減額や過度の節減を試み、教員人事すら決定していると
嘆いている。小島は、1868年に生まれ、小学校高等科卒業後授業生免許を取得、教員学力検定試験を受け
て初等科教員免許を取得した。1888年10月には、「病氣」のため教員を辞職、1889年11月に再雇用された。
上記論説は、再雇用されてから執筆されたものである。

5) 小括

以上のように、『埼玉教育雑誌』にみる「教育の独立」論は、1883年当初、教員の教育者としての教授
法や子どもの心性や発達に関する智識、いわば教員の専門性を高めるために、社会に認められる独立した
教員相互の交流組織を結成することであった。1884年連合戸長制以降は、戸長郡長等の管理者との協調を
促し、1886年森文政以降は、その大変革に合わせて教員の自覚を高めることが強調されるようになった。
しかし、1888年市制町村制公布以降は、市町村吏員および市町村会議員の教育内容への干渉や恣意的な教
員人事への不満や批判が噴出し、一般行政からの教育行政の独立論へとその内容を変貌させた。

II 『茨城教育協会雑誌』にみる「教育の独立」論

1. 茨城教育協会と『茨城教育協会雑誌』

茨城教育協会は、『茨城教育協会雑誌』表題総目録⁽¹²⁾「解説」によれば、1884年にそれまでの教員集
会を改め、「全県下教育ノ気脈ヲ通シ教育ノ上進ヲ希図スル」（『茨城教育協会規則』第1章）ことを目的
として発足した。その機関誌『茨城教育協会雑誌』は、1884年3月21日に創刊された。発起人は、松木直
己、長谷川順治郎等20名であり、松木直己・町田則文・荒木寛・朝倉達男等の4名からなる規則書草案委
員会が設置され、1884年1月5日当時茨城師範学校長であった国分行道らの発起により、茨城県師範学校
で発会式が行われた。会員は、当初770名から1885年8月には1302人に増加した。その後理由は定かでは
ないが、1887年10月には400～500人程度に減少している⁽¹³⁾。会長は、1886年ごろに設置され、1887年度
1888年度共に渡瀬寅二郎、副会長立見四郎が選出されている。発起人の一人町田則文は、1856年茨城県
に生まれ、1876年東京師範学校中等師範科に入学した。東京師範時代、埼玉私立教育会創設者の一人田中
登作と同級生であり、卒業後も親交が続いた。町田は、茨城第二中・三中学校の校長を務めた後、1889年
に愛媛県立師範学校長、1891年には埼玉県立師範学校長に任ぜられている⁽¹⁴⁾。

茨城県では1884年9月「町村立小学校学費取扱規則」により小学校の経費が「町村会若クハ連合町村会」
で評決されることになり、1886年12月には「小学校検閲規則」によって教員の検閲に郡長戸長が臨席する
ことが規定された。前述のように茨城県は埼玉県に比べ、小学校教育行政に関して町村会の権限が強かつ
たといえる。このような県政を反映してか、教育を政治や一般行政から独立させることが『茨城教育協会
雑誌』で頻繁に論じられた。

2. 『茨城教育協会雑誌』にみる「教育の独立」論の変化

1) 1884年連合戸長制から1886年小学校令まで

1884年茨城教育協会が発足した第1号には「書感」と題して、渡邊嘉重が「教育ハ賤業ナリ吾素ヨリ好ム所ニ非ス」と、一時の糊口を凌ぐために教員になる者がいる当時の風潮を批判している。同年12月には、飯村彝が論説「教育振作論」で、「又教育事業数々変更ヲ来タスノ原因ヲ探討スルニ蓋シ政事ト教育トヲシテ互ニ独立セシメスシテ之ヲ合体セシメタルニ在ラン一教育ト政治トハ性質ノ異ナルモノニシテ教育ハ摂生法ノ如ク政治ハ治療術ノ如ク一ハ平生施行スヘキモノニシテ一ハ疾病ノ際ニ施用スヘキモノナリ故ニ教育ハ動静常アリテ時勢ト共ニ遷リ風潮ト共ニ変ルヘキモノアラズ唯真理ノアル所ヲ根底トシ確乎不拔ニシテ国民ノ智徳ヲ開修シ国家ノ福祉ヲ強固ナラシムヘキモノナリ（中略）政治ト教育トハ決シテ合体スヘカラサルモノナリ且ツ教育者ハ政治家ヲ輕薄ナリトシ政治家ハ教育者ヲ迂闊ナリトスルノ有様アレハ其人ト人トノ関係ニ付テ見ルモ各独立セサルヘカラサルモノナリ教育事業ノ張弛取捨頻繁ナラサル蓋シ政教合体ノ致ス所ニアラザラン哉」と、教育制度の頻繁な改変は政事と教育が合体しているからで、教育は時勢や風潮に影響されるべきものではないから、政事から独立させるべきと主張している。

2) 1886年小学校令から1888年市制町村制公布まで

1886年1月、森文相就任の報を告げたと同号の論説「教授ノ妙ハ活用如何ニ在ルヲ論ス」で、中村方定は、「詎ニ曰ク困難ハ百計ヲ生ムノ母ト今其当時ヲ再現シ来レハ亦是レ教授活用ノ一手段タルヲ覺ユ其方便トハ何ソ専ラ生徒自治ノ精神ヲ培養スルニ在ルノミ 自治ノ精神トハ如何ナルモノカ黙シテ心意上ノ作用ヲ察スルニ蓋シ他人ノ補助ヲ仮ラス自ラ好テ書物ヲ研究スルノ動機ヲ云フナラン」と、生徒の自主性を育成する教育の重要性を説いた。教育とは、「生徒自治ノ精神ヲ培養スル」ことであるという主張は、当時としては斬新なものであった。同年12月大江安之介は、論説「教育者ト理事者トニ望ム所アリ」を執筆し、「教育理事者ハ教育上ノ事務ヲ整理シ教員選任免スルニ止リ其他ノ事ハ之ヲ教育者ノ方寸ニ委シ決シテ傍ヨリ牽制ス可ラズ」、「当今小学教育者ノ位置タル戸長郡吏ノ未タ教育ノ理法経験ナキモノノ監督左右スル所トナルノミナラズ奇怪ニモトシテ教授上ニモ干渉セラルルコトアリ故ニ教育上ノ卓見ヲ抱キ小学ニ従事スルモノアルモ未ダ十分ニレガ才能ヲ運用セシメザレハ」と、理事者（戸長郡吏）は、教員を選び任免するに止め、教育方法に口出しすべきではないのに、最近教授上の事に干渉する理事者がいることは「奇怪」であると論じている。

1888年9月「本会記事」（無記名）では「教育事業は特に政事上の外に立たざるべからず他の行政上の都合を以て屢変動を受くる時ハ人民の信用に大關係を及ぼすとなれば学区編制の如きは断然行政区と離れ人口の多少土地の便否を見計らい新たに学区を定め不変のものとなす方最も適せりといふにあり」と、茨城尋常中学校で開かれた茨城教育協会小集会で、教育事業を政治から独立させるために学区を行政区から切り離すことが協議されたと報告された。同年12月向山勝次郎の「町村費ヲ要セズシテ小学校ヲ維持スル法ヲ論ズ」（寄書）では、

彼ノ町村制ノ小学校令ニ抵触スルアル尠シニアラザルナリ就中其維持法ニ衝突スル所尤モ大ナレバナリサテ過般教員集會ニ向テ本県知事ヨリ町村ノ補助ヲ要セズシテ小学校ヲ維持スルノ方法ヲ諮問セラレタリト聞ク之レ目下急務の一問題ニシテ余輩教育ノ責ニ任ズルモノノ宜シク講究スベクシテ馬耳東風ト聞キ流シスルモノニアラザルベシ（中略）官有地ヲ払下ケテは小学校維持ノ基礎トセントナラバ町村人民拳テ之ニ同意ナラン蓋政府モ又之ヲ許スナラン然ラバ是ヲ開墾シテ学田トナシ之ニ民有共

有地ノアルアラバ之ヲ併セテ学田トシ而シテ茲ニ生産スルモノヲ貯蓄シテ小学校維持ノ基礎トナスベシ万一授業料寄付ヲ以テ維持ニ不十分ナルノ際ハ之ヲ以テ補充スベシ然ル后ニ小学校ハ町村費ノ補助ヲ仰カザルモ立派ニ独立シテ其維持ノ堅牢ヲ永遠ニ望ムヲ得ベシ

と、県知事が町村財政から小学校教育を独立させる方法を諮問した時に、官有地を払下げ学田として活用することで授業料寄付金の不足を補えば町村財政から小学校教育を独立させることができると主張したと報告されている。森文政は町村行政から小学校教育を独立させるために授業料制を敷いたと、『日本近代教育百年史2』は指摘している（金子照基執筆）⁽¹⁵⁾。向山のこの主張は、森文政と方向性を一にし、さらに一歩進めたものと解釈できる。

3) 1889年市制町村制施行から1891年ごろまで

1889年2月森の死後、4月に市制町村制が施行されると、教育費が市町村費から拠出されるようになったため、教育費額、教員給与額をはじめ、教員任免に関する実際上の権限が町村吏員と市町村会に掌握されるようになった。それは、前述のように授業料制によって町村行財政から小学校教育を独立させようとした森文政から180度の転換を意味していた。そのため、教育費削減、教員給与減、教員の更迭、待遇悪化を歎き、不満と憤りを吐露する記事が多数みられるようになった。

1889年6月中村方定は「寄書」に「何ぞ不平家の多きや」という記事を執筆し、「近く本県の有様に照らし見よ或部分には風波激昂大紛擾を醸出し来り遂に職員の免官、生徒の退学、に至る此等は不平の気鬱塞日久しく一朝にして破裂せしものにえ甚他に類を見ざるものなれば先づ論外に置くべし其の他或は小学教員の地位卑しくして待遇甚だ薄く以て其責任の大なるに酬ふるに足らずと大声疾呼するの論客あり。或は地方理事者時に公平を失し処置宜しき得ず往々教員を蔑如するものありと頻りに憤懣するの壮者あり。」と、早くも市制町村制による待遇悪化に対する不満が噴出している状況を報告した。同年8月、海老原辰造は、「教育者の待遇」（教育小言）で、「嗚呼教育者の待遇や鱗官吏に劣れり」と、不景気な折に教育給与を削減することは、教員に「食はずに義務を尽くせ」というに等しいと訴えた。

こうした状況が続く中で、1890年11月には、「国家が今日市町村に分任する所のもの、教育外部の事業であるといはねばならぬ。内部の事業は、国家が多く部分を、自ら持つ事であろうと思ふ。ソコで教員は、斯の如く、教育内部の事業に属する以上は、国家の事務を為す所の人と、みなければならぬ。サウしてみると、是を市町村が自由に進退する事の、出来ぬは勿論なり。給料と雖も、之を多く省減すると云ふ様な事に至っては、出来得可からざる事であらうと思う。若し斯の如き見解で以て行く時は、教員の給料の如きは、市町村制の強制予算の部に、入るべき事であらうと思う。」（「伊澤修二君演説の筆記」と、教員は「国家の事務」をする人であるから、市町村が自由にその進退を決めるべきではないと伊澤修二が主張していることを報じた。

第2次小学校令公布後の同雑誌には、「矢鱈に教員の主掌内に立ち入り、充分なる運用を妨ぐる如きは、今日は最早必要とせざるなり、否必要とせざるのみならず、却って其不便を感じ、不都合を覚ゆるものなり。故に県令は宜しく其大綱を示すに止め、教員をして其範囲内に於いて、實際便なる規則を造らしむべきなり。」（高橋正賢、幕田孫作、中川政之介、川角寅吉「教育制度の改正につきて」1890年11月）と、県令が「矢鱈と教員の主掌内に立ち入ってくる」ことを批判している。しかし、12月には、正論を主張している間に、「町村吏員の甘心を買はざるを得ず」と一歩一歩譲歩し後退を余儀なくされている立場に教員が陥っている状態が、「能く其責を完ふせんと欲す、亦難からずや」と嘆かれている。

1891年2月栗原保二郎は、「未来の（初等）教育家（下）」において、

国家と云ふ一機体には元首なかるべからず、立法部なかるべからず、行政部なかるべからず、而て国家元首の有すべき権限は左の如しと。茲に知る、教育の事たる夫の任官兵武及び司法の如き、国家の自存に大関係を有するものと併立して、実に国家元首の統御権を組織するものたることを、然らば則ち吾人小学校教育者たるものは、直ちに国家元首に隷して、其教育権を実行するものにして、小学校教育者なくしては、国家元首は其統御権を完行する能はざるなり。語を換へて之を言はば小学校教育者省きては、所謂の国家機関を完ふする能はざるなり。(中略) 苟くも内に省みて疚しきことなくば、何を憂へてか町村会議員の鼻息を仰くを要せにや。何を憚りてか町村長吏員の髭塵を払ふを要せんや。奮へ未来の小学校教育者、卿等の独立心を奮へ、知れ未来の小学校教育者、卿等は実に至緊至高の地位を占むることを知れ。

と、教育が、立法部、司法部と並立して、小学校教育者の組織が独立の権限を持つことを主張する論考がみられる。文中に「教育権」という言葉があることは注目に値する。

4) 小括

茨城教育協会は、会の目的に特に「教育の独立」を掲げてはいなかったが、埼玉県よりも戸長や市町村長および町村会に教員人事および教育費決定に関する権限を掌握されていたためか、市町村吏員等の一般行政担当者からの独立を強く要求する論考が多くみられた。その独立の論理として、官有地を払下げ学田にする等小学校教育費を町村財政から独立させる方法や、立法、司法と併立して教育者の組織を独立した国家の組織として創設すべきだという考えがみられた。同誌上で市制町村制によって町村吏員や町村会に従属させられたことへの不平不満に留まらず、具体的政策が構想され提案されていたこと、また、市町村よりも国家に支配されることを教員が望んでいたという点は、注目すべきである。

おわりに

埼玉私立教育会は、「教育の独立」を会の目的の第1に掲げていた。『埼玉教育雑誌』から読み取れる「教育の独立」論とは、1884年前後において教員の専門性を高めるために教員が団結して研究の場を設けること、小学校教員自身が職業人としての自負を抱けるようにすることを意味した。ところが、1888年市制町村制公布以降、次第に教授法ではなく、給与額や人事に関わる権限、すなわち教員の待遇を左右する権限を町村吏員および町村会議員が握っていくことへの抵抗に変貌していった。この埼玉県における1888年以降の傾向は、『茨城教育協会雑誌』においてより強く認められた。

戦後、「教育権の独立」といえば、教育行政の一般行政あるいは文部行政からの独立を意味して来た。しかし、本研究が示した1880年代の「教育の独立」論とその変化の過程をみる時、それが、日本近代化の過程で遂行された地方教育行政の一般行政への統合という国家政策に大きく影響を受けた論であることがわかる。2012年現在、この一般行政の教育行政への介入という問題が再燃する中で⁽¹⁶⁾、「『教育の独立』とは、教育という社会的事業に独自の価値を創出し、それを社会に認めさせることだ」という1880年代初期の教員達の主張とそれが市町村行政者の干渉を受け従属を余儀なくされた過程を知ることが、日本の教育の現状を把握し将来の展望を考える上で示唆に富んでいると考える。

注

- (1) 杉原泰男『憲法と公教育―「教育権の独立」を求めて』勁草書房 2011年 pp.130-147 自由民権運動と国民の教育権に関しては、拙著『近代日本地方教育行政制度の形成過程』（風間書房 2011年）pp.23-26参照。明治維新から帝国憲法公布までの「国民の教育権」に関する研究が自由民権運動研究に包摂されてしまった教育史研究史を概説している。
- (2) 杉原 前掲書 pp.72-88。
- (3) 坂本紀子『明治前期の小学校と地域社会』梓出版社 2003年、清川郁子『近代公教育の成立と社会構造』世織書房 2007年等。
- (4) 片桐芳雄『自由民権期教育史研究』東京大学出版会 1990年、千葉昌弘『近代日本地域民衆教育成立過程の研究―近代学校の成立と自由民権運動の展開』梓出版 1996年等。1880年に集会条例が公布され、その第7条で公立私立学校の教員の政治参加が禁じられた。
- (5) 1884年には埼玉県で秩父事件、茨城県で加波山事件が発生した。1883年に両県で自由民権運動の影響が無かったとは言えないが、本稿の「教育の独立」論に自由民権運動やその思想的影響があるという根拠も乏しいので、本研究では自由民権運動とはある程度の距離をおいて考察する。
- (6) 田中については、埼玉県文書館所蔵「庶務部 明930」を参照した。
- (7) 大枝、堀江については、埼玉県文書館所蔵「庶務部 明1933-1」を参照した。
- (8) 『埼玉教育雑誌』1885年 74号 pp.40-41 西村については、埼玉県文書館所蔵「庶務部 明930」を参考にした。
- (9) 『埼玉教育雑誌』1884年8月号（第11号）pp.43-46より。
- (10) 「本県師範学校始業式」『埼玉教育雑誌』第41号（1887年1月）「雑纂」pp.41-42。
- (11) 『埼玉教育雑誌』第1号「論説」pp.9-11（無記名）1883年10月。
- (12) 茨城県立歴史館史料部編 2007年3月。
- (13) 『茨城教育協会雑誌』1月～9月が欠損しているので会員情報が無い。
- (14) 町田則文先生謝恩事業会編『町田則文先生伝』1934年 町田則文先生謝恩事業会刊。
- (15) 国立教育研究所編『日本近代教育百年史 第2巻』p.64。
- (16) 2011年6月3日、大阪府による公立学校教員に君が代斉唱時に起立を義務付ける「君が代条例」が成立した。東京都教育委員会は、君が代起立斉唱を義務付ける通達を2003年10月に発し、起立しなかった教職員は懲戒処分等の処分を受けている。2011年5月31日最高裁第二小法廷（須藤正彦裁判長）は君が代起立命令を「合憲」とする初の判断を示した（朝日新聞2011年5月31日1面記事）。